

『高校生通学費等助成金制度』について（お知らせ）

出雲崎町では、平成 28 年度より高等学校に通学する生徒に係る経済的負担の軽減を図るため、通学定期券購入費用の一部を助成しております。また、通学が困難で下宿（寮）生活されている生徒も対象となります。

【対象者（申請者）】

高等学校通学のため定期券を購入している生徒及び下宿（寮）生活している生徒の保護者等。

【助成要件】

下記要件のすべてをみたしているものに助成いたします。

- ① 申請者が町内に住所があること。
- ② 申請者及び同居の親族が町税等を完納していること。
- ③ JR 定期券は、出雲崎駅で購入したものに限る。ただし、入学時において学校で販売される定期は助成対象となります。

【助成対象経費】

- ① 通学定期券は 1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月定期が対象となりますが、6 ヶ月定期額を基本として、6 分の 1 の額を 1 ヶ月の基準額とします。
- ② 電車利用の場合は運賃のみとし、特急料金は対象外です。
- ③ バス利用の場合は通常運賃のみとし、高速バスは対象外です。
- ④ 下宿等している場合も①と同様の計算をして算出します、詳細は担当に相談してください。

【助成金の額】

助成対象経費の 30%以内を助成します。100 円未満は切り捨てです。
年間 8 万円が上限額です。

【助成期間】

高校在籍期間

【申請期限】

申請期限は定期券使用期限です。申請日が使用期限を経過した場合は助成対象となりません。

【提出書類】

- ① 申請書（様式第 1 号） [毎回必要となります]
- ② 購入した定期券の写し [毎回必要となります]
- ③ 生徒手帳の写し又は在学証明書 [年度当初のみ必要となります]
- ④ 助成金振込先金融機関の写し [初回申請時のみ必要となります]
- ⑤ 町税等納入状況に係る課税資料確認承諾書（様式第 2 号） [毎回必要となります]

【申請方法】

出雲崎町中央公民館 教育委員会 教育課へ持参もしくは郵送

- ※ 1. 提出書類の①「申請書」と⑤「課税資料確認承諾書」は町ホームページよりダウンロードできます。
※ 2. 上記またはその他不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田 281 番地 1
教育委員会 教育課 庶務学校教育係
電話 0258-78-2250